

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第70号

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「別表第 6」を「別表第 7」に改め、同項ただし書を削る。

別表第 1 会議室（1 室につき）の項中

「

600 円	600 円	600 円	700 円
-------	-------	-------	-------

 を

」

「

900 円	900 円	900 円	1,000 円
-------	-------	-------	---------

 に改める。

」

別表第 2 1 専用使用の表会議室（1 室につき）の項中

「

600 円	600 円	600 円	700 円
-------	-------	-------	-------

 を
」

「

900 円	900 円	900 円	1,000 円
-------	-------	-------	---------

 に改める。
」

別表第 2 2 個人使用の表プールの項中

「

500 円	11回分	5,000 円	1 月券	4,000 円
	25回分	10,000 円	1 年券	32,000 円
200 円	11回分	2,000 円	1 月券	2,000 円
	25回分	4,000 円	1 年券	16,000 円

 を
」

「

600 円	11回分	6,000 円	1 月券	4,800 円
	25回分	12,000 円	1 年券	38,400 円
300 円	11回分	3,000 円	1 月券	2,400 円
	25回分	6,000 円	1 年券	19,200 円

 に改め
」

る。

別表第 3 2 個人使用の表プールの項中

「

500 円	11回分	5,000 円	1 月券	4,000 円
	25回分	10,000 円	1 年券	32,000 円
200 円	11回分	2,000 円	1 月券	2,000 円
	25回分	4,000 円	1 年券	16,000 円

 を
」

「

600 円	11回分	6,000 円	1 月券	4,800 円
	25回分	12,000 円	1 年券	38,400 円
300 円	11回分	3,000 円	1 月券	2,400 円
	25回分	6,000 円	1 年券	19,200 円

 に改め
」

る。

別表第5 2個人使用の表プールの項中

「

500 円	11回分	5,000 円	1 月券	4,000 円
	25回分	10,000 円	1 年券	32,000 円
200 円	11回分	2,000 円	1 月券	2,000 円
	25回分	4,000 円	1 年券	16,000 円

を

」

「

600 円	11回分	6,000 円	1 月券	4,800 円
	25回分	12,000 円	1 年券	38,400 円
300 円	11回分	3,000 円	1 月券	2,400 円
	25回分	6,000 円	1 年券	19,200 円

に改め

」

る。

別表第6 2個人使用の表プールの項中

「

500 円	11回分	5,000 円	1 月券	4,000 円
	25回分	10,000 円	1 年券	32,000 円
200 円	11回分	2,000 円	1 月券	2,000 円
	25回分	4,000 円	1 年券	16,000 円

を

」

「

600 円	11回分	6,000 円	1 月券	4,800 円
	25回分	12,000 円	1 年券	38,400 円
300 円	11回分	3,000 円	1 月券	2,400 円
	25回分	6,000 円	1 年券	19,200 円

に改め

」

る。

別表第7を次のように改める。

別表第7

使用区分	区分	利用料金の基準額	
		1回	回数券
大型自動車（1台につき）	名古屋市中村スポーツセンター	1,600円	
	名古屋市中村スポーツセンター以外の名古屋市体育館等	2,000円	
普通自動車（1台につき）	名古屋市中村スポーツセンター	400円	11回分 4,000円 25回分 6,600円
	名古屋市中村スポーツセンター以外の名古屋市体育館等	500円	11回分 5,000円 25回分 8,300円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。			

別表第8 2個人使用の表プールの項中

「

	500円	を
	200円	

」

「

	600円	に改める。
	300円	

」

別表第9中

「

1,200円		を
300円	11回分 3,000円 25回分 5,000円	

」

「

2,000円		に改める。
500円	11回分 5,000円 25回分 8,300円	

」

別表第10プールの項中

11回分	5,000円	1月券	4,000円	を
25回分	10,000円	1年券	32,000円	
11回分	2,000円	1月券	2,000円	」
25回分	4,000円	1年券	16,000円	

11回分	6,000円	1月券	4,800円	に改める。
25回分	12,000円	1年券	38,400円	
11回分	3,000円	1月券	2,400円	」
25回分	6,000円	1年券	19,200円	

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市体育館条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金及び使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の名古屋市体育館条例の規定に基づいて交付されている回数券等を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。